

## 野洲市資料提供

提供年月日	平成 29 年 11 月 22 日
担当部課	教育委員会 野洲図書館
担当者	宇都宮
連絡先電話番号	077-586-0218

### 野洲図書館における図書館資料の郵送貸出事業について

#### 【概要】

野洲図書館では、図書館への来館が障がいのために困難な市民への資料の貸出を可能にするために、郵送による資料貸出事業を始めます。

郵送貸出事業は、日本郵便㈱に申請を行うことにより、視覚障がい者への録音物及び点字資料は無料となり、心身障がい者等への資料は半額で送付できる制度を利用することとします。(利用者の費用負担なし)

#### 【開始予定日程】

平成 29 年 12 月 1 日より

#### 【対象者】

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
- ・療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が最重度 (A1) 又は重度 (A2) の者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
- ・介護保険の要介護状態が要介護 4 又は 5 である者
- ・その他図書館に来館することが困難であると図書館長が認める者

#### 【運用の概要】

野洲図書館に郵送貸出の利用申請をしてもらい、対象者であることを障害者手帳等の提示などにより確認し、希望する資料を専用の郵送袋で郵送する。返却は同じ袋により着払い(視覚障がい者は無料)で図書館へ郵送してもらう。(要望する資料数が大量であったり、緊急に必要とする等、宅配にした方がよい場合は宅配を検討する)

#### 【広報】

広報やす、HP など

#### 【予算措置】

平成 29 年度 通信運搬費 230 円×50 回=11,510 円

#### 【県内の図書館の郵送貸出事業の実施状況】

大津市、長浜市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、県立図書館

\*添付資料

「野洲市図書館における図書館資料の郵送貸出に関する要綱」

## 野洲市図書館における図書館資料の郵送貸出しに関する要綱

### (目的)

第1条 この告示は、野洲市図書館（以下「図書館」という。）への来館が困難な者に対し、野洲市図書館管理運営規則（平成16年野洲市教育委員会規則第38号。以下「規則」という。）第2条に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を郵送により貸し出すこと（以下「郵送貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 郵送貸出しを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に在住し、規則第14条に規定する「としょかんカード」の交付を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発第156号厚生省事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が最重度（A1）又は重度（A2）に判定されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護4又は5である者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、図書館に来館することが困難であると図書館長が認める者

### (利用の登録)

第3条 対象者であって、郵送貸出しを希望する者（以下この条において「希望者」という。）は、事前に野洲図書館郵送貸出し利用登録申込書（別記様式第1号）を図書館長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、希望者は、自らが対象者であることを証する前条各号に規定する手帳等を呈示しなければならない。

### (有効期間)

第4条 郵送貸出しの利用登録の有効期間は、当該利用登録が完了した日から起算して5年間とする。ただし、当該有効期間内において郵送貸出しを受けるために申請した事項に変更があったときは、直ちに当該変更の申請を行わなければならない。

### (郵送貸出しの申込み)

第5条 郵送貸出しの申込みは、本人又はその代理人が図書館カウンターにおいて口頭、又は電話、若しくは文書等により行うことができる。

### (郵送貸出しの期間)

第6条 郵送貸出しの期間は、4週間以内とする。

### (郵送貸出し及び返却の方法)

第7条 郵送貸出しは、日本郵便株式会社が定める「心身障害者用ゆうメール」又は「第四種郵便物」を利用し、行うものとする。

2 郵送貸出した図書館資料の返却は、郵送又は図書返却ポスト若しくは図書館カウンターへ持参することにより行うものとする。

(損害賠償)

第8条 図書館資料を亡失し、又は破損したときは、規則第13条の規定を準用する。

(郵送料の負担)

第9条 郵送貸出し及び郵送貸出した図書館資料の返却に要する郵送料は、市がその全額を負担する。

(登録の取消し)

第10条 図書館長は、郵送貸出しの利用登録者の虚偽等不正が判明したときは、当該利用登録者の登録を取り消すものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が別に定める。

付 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。